

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号						
許認可等の種類	獣畜の生体検査	根拠条項	第14条第1項						
審査基準	<p>と畜場においては、知事の行う検査（望診、検温、触診、その他必要な方法により、厚生労働省令で定める疾病（別表第4）についての生体検査）を経た獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）以外の獣畜をとさつしてはならない。</p> <p>1 申請書記載事項</p> <p>① 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>② とさつしようとする年月日（法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあっては、解体しようとする年月日）</p> <p>③ 検査を受けようとする獣畜（牛を除く。）の種類、性別、品種、年齢（不明のときは、推定年齢）、特徴及び産地並びに牛にあっては、性別、品種、月齢、出生の年月日、特徴、産地及び個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定するものをいう。）</p> <p>④ 検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報</p> <p>⑤ 検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況</p> <p>⑥ 法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあっては、当該獣畜をと畜場以外の場所でとさつした理由、日時及び場所</p> <p>⑦ と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第7条の申請書が、法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第14条第2項及び第3項の規定による検査に係るものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申請書に添えなければならない。</p> <p>1 診断又は検案の年月日時</p> <p>2 死亡年月日時（不明のときは、推定年月日時）</p> <p>3 獣畜（牛を除く。）の種類、性別、年齢（不明のときは、推定年齢）及び特徴並びに牛にあっては、性別、月齢、出生の年月日及び特徴</p> <p>4 病名及び主要症状（死体検案書にあっては、主要症状にかえて死体の状態）</p> <p>5 診断又は検案した獣医師の住所及び氏名</p>								
	受付機関	食肉衛生検査所	処理機関	食肉衛生検査所	交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	1日	目次
						標準経由期間	日	NO	